

時間外労働規制学ぶ

札幌建協と札商がセミナー

札幌建設業協会と札幌商工会議所建設部会・設備工事部会は5日、札幌

市内の北海道経済センタ
ーで働き方改革に関する
セミナーを開いた。建設
業者からオンラインを含
め78人が受講。講師を務
めたアンビシヤス総合法
律事務所の沢井利之弁護
士・社会保険労務士は、
2024年度から建設業
に適用される時間外労働
の上限規制について、ま
ずは労働者の労働時間を
把握して対応するよう呼
び掛けた。



働き方改革関連法を解説する
沢井弁護士

R4.9.6 北海道建設新聞

と解決策をテーマに講演
する。

働き方改革関連法で
は、上限規制のほかに年
次有給休暇の確実な取得
が盛り込まれ、使用者は
10日以上有給休暇が
付与される労働者に対
して年5日の休暇を取得
させなければならない。
沢井弁護士は「人手不
足の中で有休を取得させ
れば、さらに人手は不足
し時間外労働が発生しや
すくなる」と密接な関係
性を指摘。セットで対応
を考えるよう指導した。
月60時間を超える時間
外労働にかかる割増賃金
率の引き上げに関しては
中小企業の適用猶予が終
了し、23年度から50%以
上に上昇することを伝え
た。

時間外規制へプロセスは

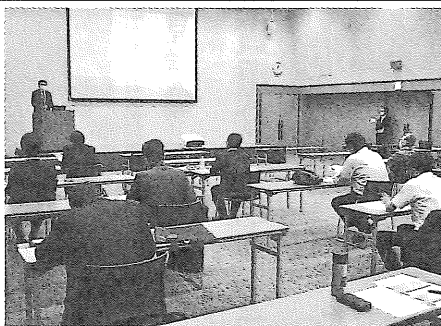
札幌建協等 働き方改革講座

札幌建設業協会（岩田圭
剛会長）は5日、札幌市内
の道経経済センターを主会場
に「建設業・設備工事業に
おける働き方改革シリーズ
セミナー」をオンライン併
用で開催した。札幌商工会
議所建設部会・設備工事部
会との共催。

働き方改革関連法によっ
て時間外労働の上限規制が
2024年4月から建設業
に適用されるのを踏まえ、
企業が講ずべき具体的な措
置について解説するもの。
5日と10月11日の計2回に
わたって開催する。

講師は社会保険労務士と
して20年の実務経験がある
ほか、建設会社での勤務で
1級建設業経理事務士資格
を保有するなど業界に精通
する弁護士・社労士の澤井
利之氏（アンビシヤス総合
法律事務所）が務める。
5日の第1回（基本編）
は「時間外労働上限規制の

適用開始までのプロセス」
がテーマ。会場20人、オン



ライン50人の計70人が参加
した。
セミナーでは、働き方改
革関連法や時間外労働の上
限規制のポイントを整理し
た上で、建設業への適用開
始までのプロセスと
して、①月60時間を
超える時間外労働に
係る割増賃金率の引
き上げ②労働時間の
適正な把握の必要性
③割増賃金率の引き
上げへの対応④など
について解説した。
会場20人、オンラ
イン50人が参加

澤井氏は「事業主は誰が
どのくらい働いているか、
時間外労働の状況はどう
なっているかを把握し、法
令を順守できているかを確
認できるようにする」とし
て労働時間の見える化の必
要性に言及した。
終了後には、事前に申し
込みのあった企業を対象と
した無料個別相談会を実施
した。
第2回（実践編）は10月
11日午後1時から、「働き
方改革に伴う企業の課題と
解決策」をテーマに開催す
る。

R4.9.6 北海道通信